

改正 平成25年3月29日要綱第82号

調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成6年調布市要綱第2号）の全部を改正する。

## 第1 目的

この要綱は、一般住宅の居住者、集合住宅の所有者等に対し、一定の基準により廃棄物の保管場所を設置するよう協力を求めることにより、地域の清潔で快適な生活環境の実現を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般住宅 次号に掲げる集合住宅を除く住宅の用に供する建築物をいう。
- (2) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- (3) 事業用建築物 店舗、事務所、工場、倉庫、老人ホームその他これらに類する事業の用途に供する建築物をいう。
- (4) 大規模集合住宅 15戸以上の集合住宅をいう。
- (5) 小規模集合住宅 4戸以上15戸未満の集合住宅をいう。
- (6) 大規模事業用建築物 延床面積が1,500平方メートル以上の建築物をいう。
- (7) 小規模事業用建築物 延床面積が100平方メートル以上1,500平方メートル未満の建築物をいう。
- (8) 一般廃棄物の保管場所 家庭廃棄物及び資源物を保管する場所をいう。
- (9) 搬出場所 収集日に家庭廃棄物及び資源物を保管場所から運び出す場所をいう。

## 第3 一般住宅及び集合住宅の一般廃棄物の保管場所の設置基準

一般住宅の居住者及び集合住宅の所有者は、次の各号に掲げる基準により一般廃棄物の保管場所を設けるよう努めなければならない。

- (1) 道路に面した敷地内であること。
  - (2) 段差及び傾斜のある場所に配置しないこと。
  - (3) 周辺の環境、交通の状況等に配慮し、近隣住民と紛争になるおそれがなく、かつ、一般廃棄物の収集を行うのに適した場所であること。
- 2 前項に定めるもののほか、集合住宅の所有者は、次の各号に掲げる基準により当該集合住宅の一般廃棄物の保管場所を設けるよう努めなければならない。
- (1) 面積について、次に掲げるところにより算定した面積以上であること。この場合において、当該算定した面積が1平方メートルに満たないときは、当該面積は1平方メートルとする。
    - ア 世帯用の集合住宅 住宅戸数に0.23平方メートルを乗じて得た面積
    - イ 単身用の集合住宅 アに掲げるところにより算定して得た面積に3分の2を乗じて得た面積
    - ウ 世帯用と単身用が混在する集合住宅 それぞれのタイプの住宅戸数ごとにア又はイに掲げるところにより算定して得た面積を合計した面積
  - (2) 屋根及び囲いを設け、囲いの高さを2メートル以上確保すること。ただし、小規模集合住宅においては、一般廃棄物を取り出す面を除く面をコンクリート壁又はコンクリートブロック積で1メートル以上とし、その中に保管のための設備を設ける方法とすることができる。
  - (3) 空き瓶、空き缶及びペットボトルを保管するための籠やコンテナ等の容器をそれぞれ必要量用意すること。
  - (4) 扉は、原則として引き違い戸が使用されており、扉の有効開口は、高さ2メートル以上、幅120センチメートル以上を確保すること。
  - (5) 廃棄物と資源物とを種類別に排出するため、間仕切りの設置等の対策を講ずること。
  - (6) 一般廃棄物の保管場所の内部に棚を設ける場合は、床面からの棚の高さは上面1メートル以下、下面80センチメートル以上、棚の奥行きは60センチメートル程度とし、耐久性及び強度が確保されていること。

- (7) 一般廃棄物の保管場所の清掃を保持するため、床面はコンクリートとし、給排水設備及び換気設備を設けること。
  - (8) 外観が、周辺の環境や建物と調和が図られていること。
  - (9) 坂道に配置されていないこと。
  - (10) 住宅戸数が80戸以上の集合住宅については、第1号に掲げるところにより算定して得た面積に3分の1を乗じて得た面積の搬出場所を設けること。
  - (11) 第1項に規定する一般廃棄物の保管場所の他に粗大ごみを排出するための場所を、当該集合住宅の敷地内に確保すること。
- 3 集合住宅の所有者は、第1項第1号に掲げる道路に面した当該集合住宅の敷地内に一般廃棄物の保管場所を設置できない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じ、確約書を提出すること。
- (1) 前項第10号に準じて道路に面した場所に搬出場所を設けること。
  - (2) 一般廃棄物の保管場所まで運搬車が進入できるように、車路及び停車場所を設けること。この場合、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
    - ア 車路は、幅3.5メートル以上（相互通行の場合は5.5メートル以上）及び高さ3.5メートル以上の空間を確保し、安全に通抜けできる敷地であること。
    - イ 通抜けができない敷地においては、転回場所を設けること。ただし、車両を後退させて方向転換を行う場合は、幅員は5メートル以上確保し、隅切りを設けること。
    - ウ 停車場所は、長さ7メートル以上、幅3.5メートル以上、高さ3.5メートル以上の空間を確保すること。ただし、停車場所は、歩道状空地等の空地でないこと。
    - エ 車路及び停車場所は、車両重量10トンに耐え得る敷地構造とすること。
- 4 市長は、集合住宅における一般廃棄物の保管場所について、当該集合住宅の所有者に設置させることが適当でないとき認めるときは、当該集合住宅の居住者又は管理者に対し、前2項に定める基準により当該保管場所の設置を求めるものとする。
- 5 市長は、一般廃棄物の保管場所の設置について、第1項及び第2項に定める基準により難いと認めるときは、一般住宅の居住者又は集合住宅の所有者、居住者若しくは管理者と協議のうえ、別に基準を設けるものとする。

#### 第4 事業用建築物の設置基準

- 事業用建築物の所有者等は、次の各号に掲げる基準により廃棄物及び再利用対象物の保管場所を設けるよう努めなければならない。
- (1) 廃棄物及び再利用対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
  - (2) 廃棄物及び再利用対象物の搬入、搬出、運搬車への積込み等の作業が安全かつ容易にできること。
  - (3) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
  - (4) 廃棄物及び再利用対象物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散、雨水の流入等が発生しないようにすること。
  - (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
  - (6) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとする。
  - (7) 運搬車を建築物の横に停車し又は進入させて廃棄物及び再利用対象物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
  - (8) 保管場所には、保管する廃棄物及び再利用対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。
  - (9) 廃棄物の保管場所と再利用対象物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
  - (10) 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。
  - (11) 集合住宅が併設する事業用建築物の場合は、集合住宅の一般廃棄物の保管場所とは別に設置すること。

## 第5 事前協議

- 4戸以上の集合住宅及び事業に供する延べ面積が100平方メートル以上の事業用建築物を建設しようとする者（以下「建築主」という。）は、当該建築物に係る廃棄物等の保管場所がこの要綱に定める基準に適合するものであることについて、あらかじめ市長に協議を申し出るものとする。
- 前項の協議は、事前協議確認書（第1号様式）により行うものとし、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成20調布市条例第54号）第20条第1項第2号に規定する開発事業の建築物については、正本1部、副本2部を、これに該当しない建築物については、正本1部、副本1部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築物の建築の確認の申請の前までに提出するものとする。
  - 市長は、建築主から事前協議確認書が提出された場合、その内容について要綱に定める基準に適合するものであることについて調査し、基準に適合する場合は副本を交付する。
  - 建築主は、第1項に規定する事前協議により合意した内容について変更する必要があるときは、事前協議変更確認書（第2号様式）により遅滞なく市長と協議をしなければならない。
  - 建築主は、第1項で規定する建築物の工事を完了したときは、速やかに、廃棄物等保管場所工事完了届（第3号様式）により市長に報告し、完了の検査を受けなければならない。
  - 建築主は、第1項に規定する事前協議により合意した内容について、管理者、入居者及び住宅購入者等の関係人に対し、契約時に書面で説明するものとする。

## 第6 ごみ保管場所管理者の選任

- 集合住宅の所有者は、当該集合住宅の所有者、居住者又は管理者のうちから、当該集合住宅における一般廃棄物の保管場所の管理について代表する者として、ごみ保管場所管理者を選任しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 前項の場合において、廃棄物保管場所管理者に変更が生じたときは、速やかに変更の届出を行わなければならない。

## 第7 設置届

- 集合住宅の所有者、居住者又は管理者は、当該集合住宅に一般廃棄物の保管場所を設置しようとするときは、収集の開始を希望する2週間前までに集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。
- 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（平成6年調布市規則第4号。以下「規則」という。）で定める事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該保管場所について、規則に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、あらかじめ市長に届け出なければならない。
  - 事業者は、事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市に収集、運搬及び処分を依頼するときは、事業系廃棄物の収集・運搬及び処分に関する申出書（第5号様式）（以下「申出書」という。）により、市長に申し出なければならない。
  - 前項の場合において、市長は、事業者から申出書が提出されたときは、その内容について調査し、収集、運搬及び処分の実施を決定するものとする。

## 第8 排出者等の責務

- 一般廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物を種類ごとに分別するなど、市長が指定する排出方法により一般廃棄物の保管場所に排出しなければならない。
- 集合住宅における一般廃棄物の保管場所を利用する者は、当該保管場所における一般廃棄物の散乱、悪臭の発生、汚水の流出等がないように留意するとともに、当該保管場所を常に清潔にしておくなければならない。
  - 集合住宅における一般廃棄物の保管場所については、当該保管場所を利用する者並びに当該集合住宅の所有者及び管理者の責任において管理しなければならない。

## 第7 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

（施行期日）

- この要綱は、平成16年2月1日から施行する。  
（調布市開発行為及び集合住宅等建設に関する指導要綱の一部改正）

- 2 調布市開発行為及び集合住宅等建設に関する指導要綱（平成9年調布市要綱第8号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の設置に係るものについて適用し、同日前の設置に係るものについては、なお従前の例による。

- 第1号様式  
（第5関係）  
第2号様式  
（第5関係）  
第3号様式  
（第5関係）  
第4号様式  
（第7関係）  
第5号様式  
（第7関係）